

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月22日
【中間会計期間】	第6期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社メイプルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	MAPLE POINT GOLF CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩 田 政 浩
【本店の所在の場所】	山梨県上野原市鶴島3600番地
【電話番号】	0554-63-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 久 保 真 彦
【最寄りの連絡場所】	山梨県上野原市鶴島3600番地
【電話番号】	0554-63-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 久 保 真 彦
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (千円)	308,167	292,244	278,375	541,896	523,523
経常利益(△は経常損失) (千円)	12,491	△13,875	△10,979	△33,231	△61,164
中間(当期)純利益(△は純損失) (千円)	7,218	△15,775	△13,897	△2,001,406	△97,433
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	普通株式2,000 優先株式(甲種) 3,006 優先株式(乙種) 1,273	普通株式2,000 優先株式(甲種) 3,006 優先株式(乙種) 1,273	普通株式2,000 優先株式(甲種) 3,006 優先株式(乙種) 1,273	普通株式2,000 優先株式(甲種) 3,006 優先株式(乙種) 1,273	普通株式2,000 優先株式(甲種) 3,006 優先株式(乙種) 1,273
純資産額 (千円)	7,856,719	5,832,319	5,736,763	5,848,094	5,750,661
総資産額 (千円)	7,962,168	6,159,544	6,148,953	6,142,445	6,090,372
1株当たり純資産額 (円)	△350,640.17	△1,362,840.34	△1,410,618.12	△1,354,952.73	△1,403,669.41
1株当たり中間(当期)純利益(△は純損失) (円)	3,609.13	△7,887.61	△6,948.71	△1,000,703.42	△48,716.68
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.7	94.7	93.3	95.2	94.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	24,462	△6,323	△12,831	△19,080	△34,588
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△28,750	△269	△118,200	△73,800
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,861	△4,326	44,904	195,389	31,465
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	66,192	62,299	56,580	101,699	24,776
従業員数(ほか、平均臨時雇用者数) (名)	45 (33)	45 (34)	41 (42)	45 (37)	41 (45)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

4 第5期中、第6期中、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、中間(当期)純損失であり、また潜在株式がないため記載しておりません。第4期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

5 1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。

6 従業員数欄の(外書)は臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更事項はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	41(42)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の平均雇用人数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により、企業の生産活動が大幅に減退したものの、その後は供給網の復旧とともに回復基調で推移いたしました。

しかしながら、米国経済の減速懸念や欧州の金融不安などを背景とした世界的な経済不安や急激な円高により、輸出は停滞傾向にあり、企業業績の下振れ懸念は払拭されず、株価は低迷する等、極めて厳しい経営環境となっております。今後の復興需要等により、国内景気の緩やかな回復が予想される一方で、雇用環境や個人消費は低迷しており、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような環境下、当クラブといたしましては、積極的な営業に加え、コースクオリティの向上及び顧客サービスの向上に努めてまいりました。

しかしながら、3月11日の東日本大震災の発生による被害、更には福島原発事故に伴う計画停電の実施があり、ゴルフプレーの自粛並びにコンペの中止が続出し、5月一杯位迄多大な影響を受けました。又、5月中旬から下旬にかけての中央自動車道集中工事に伴う交通渋滞、9月に発生した2回の台風の影響等により、当中間会計期間の来場者数は18,193人と前年同期比1,072人（5.6%）減少いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は、278,375千円（前年同期比4.7%減）、販売費及び一般管理費は287,654千円（前年同期比5.7%減）となり、営業損失は9,321千円（前年同期、営業損失13,250千円）、経常損失は10,979千円（前年同期、経常損失13,875千円）、中間純損失は13,897千円（前年同期、中間純損失15,775千円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間の現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ31,803千円増加し、当中間会計期間末は56,580千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の減少は、12,831千円(前年同期は6,323千円の減少)となりました。これは、売上債権の増加が17,227千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、269千円(前年同期は28,750千円の減少)となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が200千円あったことと、有形固定資産取得による支出が69千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増加は、44,904千円(前年同期は4,326千円の減少)となりました。これは、長期借入れによる収入が50,000千円あったことと、リース債務の返済による支出が5,095千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に換えて収容実績を記載しております。

(1) 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)					当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			一日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			一日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	182	4,592	14,673	19,265	105.9	178	4,529	13,664	18,193	102.2

(2) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
ゴルフ場売上	254,591	△5.4	240,676	△5.5
名義登録料	12,320	△7.5	13,700	11.2
年会費収入	12,355	△1.6	12,405	0.4
その他	12,977	△2.5	11,592	△10.7
合計	292,244	△5.2	278,375	△4.7

(注) 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間中において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は、6,148,953千円となり、前事業年度と比べて58,580千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加が31,804千円あったこと、売掛金の増加が17,227千円あったこと、未収入金の増加が10,262千円あったこと等によるものであります。

当中間会計期間末の負債合計は、412,189千円となり、前事業年度と比べて72,478千円の増加となりました。これは主に長期借入金の増加が50,000千円あったこと、その他流動負債の増加が16,860千円あったこと等によるものであります。

当中間会計期間末の純資産合計は、5,736,763千円となり、前事業年度と比べて13,897千円の減少となりました。これは中間純損失によるものであります。

(2) 経営成績

当中間会計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により、企業の生産活動が大幅に減退したものの、その後はサプライチェーンの復旧とともに回復基調で推移いたしました。

しかしながら、米国経済の減速懸念や欧州の金融不安などを背景とした世界的な経済不安や急激な円高により、輸出は停滞傾向にあり、企業業績の下振れ懸念は払拭されず、株価は低迷する等、極めて厳しい経営環境となっております。今後の復興需要等により、国内景気の緩やかな回復が予想される一方で、雇用環境や個人消費は低迷しており、依然として先行き不透明な状況にあります。

ゴルフ場業界においても、震災直後生じたゴルフプレーに対する自粛ムードは解消されつつあるものの、一部地域においては原発事故等の影響により深刻な経営環境となっております。また、依然として利用者の低料金指向がとまらず、プレー料金は下落傾向にあり、集客競争はますます厳しくなっております。

このような環境下、当クラブといたしましては、積極的な営業に加え、コースクオリティの向上及び顧客サービスの向上に努めてまいりました。

しかしながら、3月11日の東日本大震災の発生による被害、更には福島原発事故に伴う計画停電の実施があり、ゴルフプレーの自粛並びにコンペの中止が続出し、5月一杯位迄多大な影響を受けました。又、5月中旬から下旬にかけての中央自動車道集中工事に伴う交通渋滞、9月に発生した2回の台風の影響等により、当中間会計期間の来場者数は18,193人と前年同期比1,072人（5.6%）減少いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は、278,375千円（前年同期比4.7%減）、販売費及び一般管理費は287,654千円（前年同期比5.7%減）となり、営業損失は9,321千円（前年同期、営業損失13,250千円）、経常損失は10,979千円（前年同期、経常損失13,875千円）、中間純損失は13,897千円（前年同期、中間純損失15,775千円）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間会計期間末における当社の資金状況は、前事業年度に比べて31,803千円増加し、56,580千円となっております。

営業活動による資金の減少は、12,831千円（前年同期は6,323千円の減少）となりました。これは税引前中間純損失が11,997千円あったこと等によるものであります。

投資活動による資金の減少は、269千円（前年同期は28,750千円の減少）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が200千円あったことと、有形固定資産取得による支出が69千円あったことによるものであります。

財務活動による資金の増加は、44,904千円（前年同期は4,326千円の減少）となりました。これは、長期借入による収入が50,000千円あったことと、リース債務の返済による支出が5,095千円あったことによるも

のであります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000
優先株式（甲種）	10,000
優先株式（乙種）	4,000
計	20,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月22日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,000	2,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に限定のない、標準となる株式(注)1, 5
優先株式（甲種）	3,006	3,006	同上	完全議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式(注)2, 4, 5
優先株式（乙種）	1,273	1,273	同上	無議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式(注)3, 4, 5
計	6,279	6,279	—	—

(注) 1 普通株式の内容

- (1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
- (2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2 甲種優先株式の内容

- (1) 普通株式に優先して、1株につき年100円を限度として優先配当金を受ける。但し、優先配当金の全部または一部が支払われないときであっても、その不足分は翌事業年度以降に累積しない。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の剰余金に対しては、配当を受ける権利を有しない。
- (3) 甲種優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その甲種優先株式1株につき200万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受ける。
- (4) 甲種優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。
- (5) 甲種優先株式の株主は、その所有する甲種優先株式について、株主総会における議決権を有する。
- (6) 甲種優先株式及び乙種優先株式に係る優先配当金及び残余財産の分配の支払順位はそれぞれ同順位とする。
- (7) 甲種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- (8) 完全議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式である。

3 乙種優先株式の内容

- (1) 普通株式を有する株主に優先して、1株につき年100円を限度として優先配当金を受ける。但し、優先配当金の全部または一部が支払われないときであっても、その不足分は翌事業年度以降に累積しない。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の剰余金に対しては、配当を受ける権利を有しない。
- (3) 乙種優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その乙種優先株式1株につき200万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受ける。
- (4) 乙種優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。
- (5) 乙種優先株式の株主は、その所有する乙種優先株式について、株主総会における議決権を有しない。

- (6)乙種優先株式の株主は、乙種優先株式の発行後、当会社の取締役会が別に定める日までの間、当会社に対して乙種優先株式と引換えに、甲種優先株式の交付を請求することができる。当会社が乙種優先株式の取得と引換えに交付する甲種優先株式の数は、乙種優先株式1株に対して甲種優先株式1株とする。
- (7)甲種優先株式及び乙種優先株式に係る優先配当金及び残余財産の分配の支払順位はそれぞれ同順位とする。
- (8)乙種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- (9)無議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式である。
- 4 当会社は、定款の定めにより甲種及び乙種の優先株式を引き受ける者の募集について、甲種及び乙種の優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- 5 当会社は、単元株制度を採用していない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	6,279 (普通株式 2,000 甲種優先株式 3,006 乙種優先株式 1,273)	—	100,000	—	4,279,000

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
リゾートトラスト(株)	愛知県名古屋市中区東桜二丁目18番31号	1,689 (416) [1,273]	26.9 (6.6) [20.3]
多治見クラシック(株)	岐阜県多治見市小名田町1番地	673 (6) [—]	10.7 (0.1) [—]
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町1番地	670 (3) [—]	10.7 (0.0) [—]
(株)セントクリークゴルフクラブ	愛知県豊田市月原町黒木1番地1	666 (—) [—]	10.6 (—) [—]
丸紅(株)	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	48 (48) [—]	0.8 (0.8) [—]
ダイコク電機(株)	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号	12 (12) [—]	0.2 (0.2) [—]
大成建設(株)	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	12 (12) [—]	0.2 (0.2) [—]
赤尾勝一	東京都国分寺市	10 (10) [—]	0.2 (0.2) [—]
東都商事(株)	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番地7号	12 (9) [—]	0.2 (0.1) [—]
ニビック(株)	東京都調布市布田一丁目26番10号	9 (9) [—]	0.1 (0.1) [—]
(株)ぺんしるからー	東京都新宿区船町2	9 (9) [—]	0.1 (0.1) [—]
計	—	3,810 (534) [1,273]	60.7 (8.5) [20.3]

(注) 1 (内書)は、議決権を有している優先株式の(甲種)株数及び割合であります。又、[内書]は、議決権を有していない優先株式(乙種)の株数及び割合であります。

2 上記大株主上位4社を含め、下記ゴルフ場との間で、姉妹コースの相互利用サービスを行っております。

大株主4社の姉妹コース

ザ・トラディションゴルフクラブ

セントクリークゴルフクラブ

グランディ鳴門ゴルフクラブ36

スプリングフィールドゴルフクラブ

グランディ那須白河ゴルフクラブ

グランディ軽井沢ゴルフクラブ

グランディ浜名湖ゴルフクラブ

その他の姉妹コース

オークモントゴルフクラブ

グレイスヒルズカントリー倶楽部

ザ・カントリークラブ

パインズゴルフクラブ

②所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
多治見クラシック(株)	岐阜県多治見市小名田町1番地	673	13.4
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町1番地	670	13.4
(株)セントクリークゴルフクラブ	愛知県豊田市月原町黒木1番地1	666	13.3
リゾートトラスト(株)	愛知県名古屋市中区東桜二丁目18番31号	416	8.3
丸紅(株)	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	48	1.0
ダイコク電機(株)	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号	12	0.2
大成建設(株)	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	12	0.2
赤尾勝一	東京都国分寺市	10	0.2
東都商事(株)	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番地7号	9	0.2
ニビック(株)	東京都調布市布田一丁目26番10号	9	0.2
(株)ぺんしるからー	東京都新宿区船町2	9	0.2
計	—	2,534	50.6

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式(乙種) 1,273	—	優先的配当を受ける権利を有する株式 (注) 3, 4, 5
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000	2,000	株主として権利内容に限定のない、標準となる株式(注) 1, 5
	優先株式(甲種) 3,006	3,006	優先的配当を受ける権利を有する株式 (注) 2, 4, 5
発行済株式総数	6,279	—	—
総株主の議決権	—	5,006	—

(注) 1 普通株式の内容

(1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

(2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2 甲種優先株式の内容

(1) 普通株式に優先して、1株につき年100円を限度として優先配当金を受ける。但し、優先配当金の全部または一部が支払われないときであっても、その不足分は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 優先配当金が支払われた後の残余の剰余金に対しては、配当を受ける権利を有しない。

(3) 甲種優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その甲種優先株式1株につき200万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受ける。

(4) 甲種優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(5) 甲種優先株式の株主は、その所有する甲種優先株式について、株主総会における議決権を有する。

(6) 甲種優先株式及び乙種優先株式に係る優先配当金及び残余財産の分配の支払順位はそれぞれ同順位とする。

(7) 甲種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(8) 完全議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式である。

3 乙種優先株式の内容

(1) 普通株式を有する株主に優先して、1株につき年100円を限度として優先配当金を受ける。但し、優先配当金の全部または一部が支払われないときであっても、その不足分は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 優先配当金が支払われた後の残余の剰余金に対しては、配当を受ける権利を有しない。

(3) 乙種優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その乙種優先株式1株につき200万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受ける。

(4) 乙種優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(5) 乙種優先株式の株主は、その所有する乙種優先株式について、株主総会における議決権を有しない。

(6) 乙種優先株式の株主は、乙種優先株式の発行後、当会社の取締役会が別に定める日までの間、当会社に対して乙種優先株式と引換えに、甲種優先株式の交付を請求することができる。当会社が乙種優先株式の取得と引換えに交付する甲種優先株式の数は、乙種優先株式1株に対して甲種優先株式1株とする。

(7) 甲種優先株式及び乙種優先株式に係る優先配当金及び残余財産の分配の支払順位はそれぞれ同順位とする。

(8) 乙種優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(9) 無議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式である。

4 当社は、定款の定めにより甲種及び乙種の優先株式を引き受ける者の募集について、甲種及び乙種の優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

5 当社は、単元株制度を採用していない。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,776	56,580
売掛金	6,971	24,198
たな卸資産	6,214	6,636
前払費用	355	937
未収入金	14,954	25,216
その他	17	67
流動資産合計	53,288	113,637
固定資産		
有形固定資産	※1 31,827	※1 29,859
投資その他の資産		
投資有価証券	550	750
差入保証金	50	50
買取預託金債権	8,690,000	8,690,000
その他	6	6
貸倒引当金	△2,685,350	△2,685,350
投資その他の資産合計	6,005,256	6,005,456
固定資産合計	6,037,083	6,035,315
資産合計	6,090,372	6,148,953
負債の部		
流動負債		
未払金	13,125	15,404
未払費用	15,469	19,851
リース債務	9,992	10,648
未払法人税等	3,800	1,900
未払消費税等	※2 2,336	※2 4,254
その他	10,483	27,343
流動負債合計	55,207	79,403
固定負債		
関係会社長期借入金	240,000	290,000
退職給付引当金	15,702	17,493
リース債務	27,889	24,667
その他	912	624
固定負債合計	284,504	332,786
負債合計	339,711	412,189

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	4,279,000	4,279,000
その他資本剰余金	4,229,000	4,229,000
資本剰余金合計	8,508,000	8,508,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,857,338	△2,871,236
利益剰余金合計	△2,857,338	△2,871,236
株主資本合計	5,750,661	5,736,763
純資産合計	5,750,661	5,736,763
負債純資産合計	6,090,372	6,148,953

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	292,244	278,375
売上原価	478	42
売上総利益	291,766	278,333
販売費及び一般管理費	305,017	287,654
営業損失(△)	△13,250	△9,321
営業外収益	※1 1,781	※1 1,263
営業外費用	※2 2,405	※2 2,921
経常損失(△)	△13,875	△10,979
特別損失	—	※3 1,017
税引前中間純損失(△)	△13,875	△11,997
法人税、住民税及び事業税	1,900	1,900
法人税等合計	1,900	1,900
中間純損失(△)	△15,775	△13,897

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,279,000	4,279,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	4,279,000	4,279,000
その他資本剰余金		
当期首残高	4,229,000	4,229,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	4,229,000	4,229,000
資本剰余金合計		
当期首残高	8,508,000	8,508,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,508,000	8,508,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△2,759,905	△2,857,338
当中間期変動額		
中間純損失（△）	△15,775	△13,897
当中間期変動額合計	△15,775	△13,897
当中間期末残高	△2,775,680	△2,871,236
利益剰余金合計		
当期首残高	△2,759,905	△2,857,338
当中間期変動額		
中間純損失（△）	△15,775	△13,897
当中間期変動額合計	△15,775	△13,897
当中間期末残高	△2,775,680	△2,871,236
株主資本合計		
当期首残高	5,848,094	5,750,661
当中間期変動額		
中間純損失（△）	△15,775	△13,897
当中間期変動額合計	△15,775	△13,897
当中間期末残高	5,832,319	5,736,763

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	5,848,094	5,750,661
当中間期変動額		
中間純損失（△）	△15,775	△13,897
当中間期変動額合計	△15,775	△13,897
当中間期末残高	5,832,319	5,736,763

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△13,875	△11,997
減価償却費	5,346	4,618
減損損失	—	1,017
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,581	1,791
受取利息及び受取配当金	△1	△0
支払利息及び社債利息	2,363	2,921
売上債権の増減額 (△は増加)	△141	△17,227
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△552	△422
未払金の増減額 (△は減少)	△3,924	1,210
未払費用の増減額 (△は減少)	2,342	4,382
その他	6,684	7,635
小計	△176	△6,072
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	△2,348	△2,960
法人税等の支払額	△3,800	△3,799
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,323	△12,831
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△50	△200
有形固定資産の取得による支出	△700	△69
買取預託金債権の取得による支出	△28,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,750	△269
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
リース債務の返済による支出	△4,326	△5,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,326	44,904
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△39,400	31,803
現金及び現金同等物の期首残高	101,699	24,776
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 62,299	※1 56,580

【重要な会計方針】

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によっております。

商品及び貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資としております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,109千円	24,727千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
受取利息	1千円	0千円
雑収入	1,780千円	1,262千円

※ 2 営業外費用の主要項目

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払利息	2,363千円	2,921千円

※ 3 特別損失の主要項目

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
減損損失	—	1,017千円

当社はメイプルポイントゴルフクラブという一つのゴルフ場（所在地：山梨県上野原市鶴島3600番地）のみを運営しているため、全体を一つの資産グループとしております。

ゴルフ場事業については、昨今の需要の低迷、競争の激化により入場者数が減少するとともに料金単価も下落し、継続的に営業損失を計上しております。

そのため、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額(建物 1,017千円)し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
有形固定資産	5,346千円	4,618千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	2,000	—	—	2,000
優先株式(甲種)(株)	3,006	—	—	3,006
優先株式(乙種)(株)	1,273	—	—	1,273
合計(株)	6,279	—	—	6,279

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	2,000	—	—	2,000
優先株式(甲種)(株)	3,006	—	—	3,006
優先株式(乙種)(株)	1,273	—	—	1,273
合計(株)	6,279	—	—	6,279

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
現金及び預金勘定	62,299千円	56,380千円
現金及び現金同等物	62,299千円	56,380千円

2 前中間会計期間(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

当中間会計期間に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、17,542千円です。

当中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

当中間会計期間に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、2,530千円です。

(リース取引関係)

1 ファイナンスリース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度(平成23年 3 月31日)及び当中間会計期間(平成23年 9 月30日)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として芝刈機(機械及び装置)、カート(車両運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

2 リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前事業年度(平成23年 3 月31日)

	機械装置	車両運搬具	合計
取得価額相当額	24,150千円	10,500千円	34,650千円
減価償却累計額相当額	21,907千円	9,800千円	31,707千円
期末残高相当額	2,242千円	700千円	2,942千円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

	機械装置	車輛運搬具	合計
取得価額相当額	13,160千円	10,500千円	23,660千円
減価償却累計額相当額	11,930千円	10,500千円	22,430千円
中間期末残高相当額	1,229千円	一千円	1,229千円

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	2,867千円	1,337千円
1年超	303千円	一千円
合計	3,171千円	1,337千円

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	2,659千円	1,839千円
減価償却費相当額	2,549千円	1,713千円
支払利息相当額	128千円	39千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 現金及び預金	24,776	24,776	—
(2) 売掛金	6,971	6,971	—
(負債)			
(1) 関係会社長期借入金	240,000	240,000	—
(2) 未払法人税等	3,800	3,800	—
(3) 未払消費税等	2,336	2,336	—
(4) リース債務	37,881	37,653	△227

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払消費税等

未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めて時価を表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(非上場株式) ※1	550
差入保証金 ※2	50
買取預託金債権 ※3	8,690,000

- ※1、2 投資有価証券、差入保証金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- ※3 買取預託金債権については、株式転換に伴い会員の方々より買い取った預託金債権であり、市場価格がなく、その契約内容から期間の算定が困難であることなどにより、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 現金及び預金	56,580	56,580	—
(2) 売掛金	24,198	24,198	—
(負債)			
(1) 関係会社長期借入金	290,000	290,000	—
(2) 未払法人税等	1,900	1,900	—
(3) 未払消費税等	4,254	4,254	—
(4) リース債務	35,316	33,327	△1,988

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払消費税等

未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めて時価を表示しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券(非上場株式) ※ 1	750
差入保証金 ※ 2	50
買取預託金債権 ※ 3	8,690,000

※ 1、2 投資有価証券、差入保証金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※ 3 買取預託金債権については、株式転換に伴い会員より買い取った預託金債権であり、市場価格がなく、その契約内容から期間の算定が困難であることなどにより、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、ゴルフ場事業単一のセグメントであるため記載を省略しております。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、ゴルフ場事業単一のセグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額 △1,403,669円41銭	1株当たり純資産額 △1,410,618円12銭

1株当たり中間純損失

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失 7,887円61銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、1株当たり 中間純損失であり、また潜在株式がないため記載してお りません。	1株当たり中間純損失 6,948円71銭 同左

(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純損失 (千円)	15,775	13,897
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失 (千円)	15,775	13,897
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,000	2,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びそ の添付書類	事業年度 (第 5 期)	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日 関東財務局長に提出。
---------------------	-----------------	-----------------------------------	----------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

株式会社メイプルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 野 誠 一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メイプルポイントゴルフクラブの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メイプルポイントゴルフクラブの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。